

家事・育児労働に対する妻と夫の評価の比較 ——無償労働の貨幣評価方法に照らして

浜田 浩児

(前 経済社会総合研究所 総括政策研究官)

本稿では、家事・育児労働に対する妻、夫の評価と、機会費用法（無償労働を行うために失った有償労働の賃金で評価）、代替費用法（無償労働と類似のサービスの賃金で評価）との関連を、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の個票に基づいて分析した。分析結果を見ると、妻、夫の行う家事・育児労働とも、妻による評価は、妻の有償労働の時給を単価とする機会費用法を反映している。また、妻（夫）の行う家事・育児労働の妻による評価が高まると、妻（夫）の家計費負担・所得比率が減るという実体的な効果がうかがえる。一方、家事・育児労働の夫による評価は、有償労働の時給を反映せず、代替費用法と関連していると考えられるとともに、家計費負担と関係がない。

1. はじめに

家事、育児等の無償労働は、その便益を家族が受け、世帯の生活が豊かになっていることから、市場で対価を得て行われる有償労働と同様に、経済的な価値を有していると考えられる。こうした観点から、内閣府経済社会総合研究所（旧経済企画庁経済研究所）国民経済計算部（1997, 1998, 2009, 2013）や浜田（2006, 2008）において、無償労働の貨幣評価額が推計されている。

ただし、これらの先行研究では、無償労働の貨幣評価の方法として、機会費用法（無償労働を行うために失った有償労働の賃金で評価する方法）と代替費用法（無償労働と類似のサービスを供給する有償労働の賃金で評価する方法）を並列的に用い、貨幣評価額も複数推計しており、どの方法が現実に近いかについての検証は行われていない。

これに対して、公益財団法人家計経済研究所「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」では、各世

帯について、妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による貨幣評価を、1時間当たりの評価額（時給）で尋ねている。

そこで、本稿では、このような家事・育児労働に対する妻、夫の評価が機会費用法、代替費用法をどの程度反映しているかについて、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」（以下、「本調査」）の個票に基づいて分析した¹⁾。このうち機会費用法との関連の分析は、個人別の有償労働の時給に基づいて行った。機会費用法は、無償労働を行うために市場に有償労働を提供しないことによって失った賃金で評価する方法であるから、個人別の有償労働の時給によるのが望ましい。本調査からは、個人別の有償労働の時給が計算できる²⁾。

以下、2.で無償労働の貨幣評価の方法、基礎データ等の分析手法について述べ、3.でそもそも家事・育児労働に対する妻、夫の評価に実体的な意義があるのかという観点から、妻、夫の家計費負担との関連を見る。4.で妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による貨幣評価額（時給）を

比較し、5.で機会費用法、代替費用法との関連を分析する。最後に、結論を述べる。

2. 家事・育児労働の貨幣評価額（時給）の推計方法

妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による評価と機会費用法、代替費用法それぞれに基づく1時間当たりの貨幣評価額（時給）を、以下のように、公益財団法人家計経済研究所「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の個票等から求めた。

本調査は、インターネット調査会社のモニターのうち、東京30キロ圏で、妻が35～49歳である共働きの核家族世帯の妻または夫を調査対象とし、2014年3月に実施された。回答数は2,293であるが、本稿の分析に適切な家事・育児労働の貨幣評価額（時給）や有償労働の時給等が揃っているのは、1,055サンプルである。このうち、妻による貨幣評価が805サンプル、夫による貨幣評価が250サンプルとなっている。

(1) 家事・育児労働に対する妻、夫の評価

本調査では、妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による貨幣評価を、1時間当たりの評価額（時給）で尋ねている（問54）ため、これを用いた。

(2) 機会費用法と代替費用法

家事・育児等の無償労働の貨幣評価は、その産み出すサービスの価値を直接把握して評価することが困難なため、有償労働の時間当たり賃金による。このため、無償労働の貨幣評価額はどのような賃金を使うかによって異なるが、国民経済計算部（1997, 1998, 2009, 2013）に準じて、機会費用法と代替費用法の2通りの賃金を用いる。

(a) 機会費用法

機会費用法は、無償労働を行うために市場に有償労働を提供しないことによって失った賃金で評価する方法である。このため、個人別の有償労働

の時給によるのが望ましい。具体的には、本調査の個票（属性の問10、問11）に基づき、各人の2月（調査の前月）の月給（手取り収入）を仕事時間で除した時給（時間当たり賃金）による³⁾。

機会費用法では、無償労働の内容が同じでも、誰が無償労働を行ったかによって、犠牲になる賃金（機会費用）が異なるから評価が変わってしまう。この点で、機会費用法は当事者の主観的な評価といえようが、当事者個々の事情が反映される面もある⁴⁾。

(b) 代替費用法

代替費用法は、無償労働によって生産しているサービスと類似のサービスを市場で供給している者の賃金で評価する方法である。代替費用法には、無償労働によるサービスの分類別に類似のサービスに従事する専門職種の賃金で評価するスペシャリスト・アプローチと、無償労働をまとめて家事使用人の賃金で評価するジェネラリスト・アプローチがあるが、本調査では無償労働時間が家事・育児時間としてまとめてのみ得られるため、ジェネラリスト・アプローチによる。具体的には、社団法人日本臨床看護家政協会による一般在宅勤務者（家事援助サービス）の賃金実態調査の結果（1996年：880円/時間）をベースに、その後の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「その他の生活関連サービス業」の賃金率の伸び率で延長し、1,043円と推計した。

代替費用法では、無償労働の内容が同じであれば、誰が無償労働を行ったかによって評価は変わらない。この点で、代替費用法は客観的な評価といえよう。ただし、類似のサービスを市場で供給している者との生産性や質の違いの問題はある。

3. 家事・育児労働に対する妻、夫の評価の意義

まず、そもそも家事・育児労働に対する妻、夫の評価に実体的な意義があるのかという観点から、妻、夫の家計費分担との関連を見ると、図表-1-1～1-4のようになる。図表-1-1～1-4は、

図表-1-1 妻の家事・育児労働の妻による評価額(時給)と妻の家計費負担

家事・育児労働の評価額(時給)5分位別の家計費負担・所得比率

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
家事・育児労働の評価額(円)	1,342	677	996	1,055	1,485	2,490
家計費負担・所得比率(%)	33	38	32	31	34	30

家事・育児労働の評価額(時給)と家計費負担・所得比率の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
-0.084	0.041	-2.035	0.042

注: サンプル数: 587

図表-1-2 夫の家事・育児労働の妻による評価額(時給)と夫の家計費負担

家事・育児労働の評価額(時給)5分位別の家計費負担・所得比率

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
家事・育児労働の評価額(円)	868	190	602	837	997	1,709
家計費負担・所得比率(%)	49	53	55	43	51	45

家事・育児労働の評価額(時給)と家計費負担・所得比率の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
-0.102	0.041	-2.487	0.013

注: サンプル数: 587

図表-1-3 妻の家事・育児労働の夫による評価額(時給)と妻の家計費負担

家事・育児労働の評価額(時給)5分位別の家計費負担・所得比率

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
家事・育児労働の評価額(円)	1,470	835	1,000	1,181	1,691	2,606
家計費負担・所得比率(%)	37	27	39	41	38	39

家事・育児労働の評価額(時給)と家計費負担・所得比率の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
0.024	0.079	0.308	0.759

注: サンプル数: 161

図表-1-4 夫の家事・育児労働の夫による評価額(時給)と夫の家計費負担

家事・育児労働の評価額(時給)5分位別の家計費負担・所得比率

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
家事・育児労働の評価額(円)	1,068	344	742	979	1,150	2,094
家計費負担・所得比率(%)	48	47	46	47	54	49

家事・育児労働の評価額(時給)と家計費負担・所得比率の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
0.025	0.079	0.313	0.754

注: サンプル数: 161

図表-2 家事・育児労働の自己評価と相互評価(時給)

		評価(時給)	時給	
妻の評価	妻の家事・育児労働	1,359円	1,280円	妻の有償労働平均 最低賃金(東京)
	夫の家事・育児労働	877円	869円	
夫の評価	妻の家事・育児労働	1,453円	1,445円	女性の有償労働平均 家事援助サービス平均
	夫の家事・育児労働	1,031円	1,043円	

注: いずれも2013年(度)の数値であり、家事・育児労働の自己評価と相互評価(時給)、妻の有償労働の平均時給は「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」により、他は本文4参照

各人の家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価額(時給)の5分位別に、家計費負担・所得比率(各人の所得に占める家計費負担額の割合)の分布を見たものである。

家計費負担・所得比率は、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の個票の家族共通の生活費(問9)に妻、夫の負担割合(問10)を乗じて各人の家計費負担額を求め、それを各人の月給(手取り収入、属性の問10)で除して求めた。2.で述べた家事・育児労働の貨幣評価額(時給)や有償労働の時給等が揃っている1,055サンプルのうち、家計費負担・所得比率が得られるのは748サンプルで、妻による貨幣評価が587サンプル、夫による貨幣評価が161サンプルとなっている。

妻による貨幣評価を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価の高まりにつれて、妻の家計費負担・所得比率が低下する傾向にある。両者の相関係数(個票ベース)を見ても、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価は、妻の家計費負担・所得比率と有意な負の相関があり、評価額(時給)が高まると家計費負担が減るという実体的な効果がうかがえる(図表-1-1)。夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価も、夫の家計費負担・所得比率と有意な負の相関があり、評価額(時給)が高まると家計費負担が減るという実体的な効果がうかがえる(図表-1-2)。

一方、夫による貨幣評価を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価の高まりにつれて妻の家計費負担・所得比率が低下する傾向はない。両者の相関係数を見ても、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価は、妻の家計費負担・所得比率と有意な相関がない(図表-1-3)。同様に、夫の行う家事・育児労働に対する夫によ

る自己評価も、夫の家計費負担・所得比率と有意な相関がない(図表-1-4)。

4. 家事・育児労働に対する妻、夫の評価額(時給)

図表-2は、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」に基づく妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による貨幣評価額(時給)の各平均である。

妻、夫による貨幣評価のどちらを見ても、評価額は、妻の行う家事・育児労働より夫の行う家事・育児労働のほうが低い。また、妻の行う家事・育児労働については、妻による自己評価より夫による評価のほうが高いのに対し、夫の行う家事・育児労働については、夫による自己評価より妻による評価のほうが低い。

無償労働の貨幣評価法との関連を見ると、妻による貨幣評価については、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価1,359円は、評価者である妻の有償労働の平均時給1,280円(「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」から算出)に近く、機会費用法との関連がうかがえる。夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価877円は、これよりかなり低く最低賃金869円(2013年度、東京)に近いことから、家事援助サービスの初心者見習いの時給で評価しているのかもしれない。夫による貨幣評価については、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価1,453円は、女性全般の有償労働の平均時給1,445円(「賃金構造基本統計調査」(2013年)から算出)に近い。夫の行う家事・育児労働に対する夫による自己評価1,031円は、2.(2)(b)で述べた代替費用法における家事援助サービスの時給1,043円に近く、代替費用法との

図表-3 家事・育児労働の貨幣換算所得と有償労働所得
(月額、万円)

		貨幣換算	有償労働	計
妻の評価	妻の家事・育児労働	17.0	15.3	32.3
	夫の家事・育児労働	3.8	35.2	38.9
夫の評価	妻の家事・育児労働	17.4	14.4	31.8
	夫の家事・育児労働	5.0	36.8	41.8

関連がうかがえる。

さらに、妻、夫それぞれの家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価額（時給）に家事・育児時間を乗じ、家事・育児労働の貨幣換算所得を求め、各平均を有償労働所得と比較すると、図表-3のとおりである。家事・育児時間は、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の生活時間のうち、家事・育児時間（問49、問50）による。

有償労働所得は夫のほうが多いのに対し、家事・育児労働の貨幣換算所得は、妻、夫による評価のどちらでも、妻のほうが多い。これは、前述のとおり、家事・育児労働の評価額（時給）は妻の行う家事・育児労働のほうが高いのに加え、家事・育児時間も妻のほうが長いためである。この結果、有償労働所得に家事・育児労働の貨幣換算所得を合わせてみると、夫と妻の所得差がかなり小さくなっている。これは、妻、夫による貨幣評価のどちらでも当てはまり、夫婦双方の評価において所得差は有償労働所得より小さくなっている。

5. 家事・育児労働に対する妻、夫の評価と機会費用法、代替費用法との関連

図表-4-1～4-4は、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」に基づく各人の有償労働の時給の5分位別に、家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価額（時給）の分布を見たものである。

妻による貨幣評価を見ると、妻の有償労働の時給の高まりにつれて、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価も高まっている。両者の相関係数（個票ベース）を見ても、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価は、妻の有償労働の時給と有意な正の相関があり、4.と同じく、機会費用法との関連がうかがえる（図表-4-1）。

このように個人別の有償労働の時給が反映されていることから、家事・育児労働を有償労働からの家計費負担と同様にみなし、3.のように家事・育児労働の評価額（時給）が高まると家計費負担が減るという、個人ごとの実体的な効果が生じている面もあると思われる。また、夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価も、夫の有償労働の時給と有意な正の相関がある（図表-4-2）。

一方、夫による貨幣評価を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価は、4.で述べたように平均では女性の有償労働の平均時給に近いが、分布を見ると、妻の有償労働の時給の高まりにつれて高まる傾向はない。両者の相関係数を見ても、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価は、妻の有償労働の時給と有意な相関がない（図表-4-3）。妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価は、代替費用法と関連し、女性の有償労働の平均時給で家事援助サービスを評価しているということが考えられる。夫の行う家事・育児労働に対する夫による自己評価も、夫の有償労働の時給と有意な相関がなく、4.と同じく、代替費用法との関連がうかがえる（図表-4-4）。

次に、図表-5-1～5-4は、各人の有償労働の時給等に対する家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価額（時給）の回帰分析結果である⁵⁾。

妻による貨幣評価を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価について、妻の有償労働の時給の係数は正で有意であり、評価は機会費用法を反映していると考えられる（図表-5-1）。なお、妻の家事・育児労働時間の係数が正で有意であり、その限界不効用逓増を反映した評価を求めていることがうかがえる。これに対し、夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価については、図表-4-2と異なり、夫の有償労働の時給の係数は有意でないが、妻の有償労働の時給の係数は正で有意である（図表-5-2）。評価は機会費用法を反映しているが、夫自身の有償労働でなく妻の有償労働を機会費用としてしていると考えられる。夫が家事・育児労働を行う分、妻の有償労働の機会ができるという考えが背景にあるのではないと思われる。なお、夫の家事・育児労働時

図表-4-1 妻の有償労働の時給と妻の家事・育児労働の妻による評価額(時給)

有償労働の時給5分位別の家事・育児労働の評価額(時給)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
有償労働の時給(円)	1,280	636	856	1,069	1,270	2,571
家事・育児労働の評価額(円)	1,359	1,111	1,218	1,313	1,486	1,668

有償労働の時給と家事・育児労働の評価額(時給)の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
0.187	0.035	5.398	0.000

注: サンプル数: 805

図表-4-2 夫の有償労働の時給と夫の家事・育児労働の妻による評価額(時給)

有償労働の時給5分位別の家事・育児労働の評価額(時給)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
有償労働の時給(円)	1,770	902	1,236	1,490	1,866	3,354
家事・育児労働の評価額(円)	877	756	857	822	935	1,016

有償労働の時給と家事・育児労働の評価額(時給)の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
0.106	0.035	3.018	0.003

注: サンプル数: 805

図表-4-3 妻の有償労働の時給と妻の家事・育児労働の夫による評価額(時給)

有償労働の時給5分位別の家事・育児労働の評価額(時給)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
有償労働の時給(円)	1,157	570	797	994	1,293	2,130
家事・育児労働の評価額(円)	1,453	1,363	1,483	1,596	1,449	1,373

有償労働の時給と家事・育児労働の評価額(時給)の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
-0.034	0.063	-0.528	0.598

注: サンプル数: 250

図表-4-4 夫の有償労働の時給と夫の家事・育児労働の夫による評価額(時給)

有償労働の時給5分位別の家事・育児労働の評価額(時給)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
有償労働の時給(円)	1,782	1,028	1,410	1,653	1,957	2,863
家事・育児労働の評価額(円)	1,031	1,035	986	1,057	1,074	1,004

有償労働の時給と家事・育児労働の評価額(時給)の相関

相関係数	標準誤差	t値	有意確率
0.002	0.063	0.037	0.971

注: サンプル数: 250

家事・育児労働に対する妻と夫の評価の比較

図表-5-1 妻の家事・育児労働の妻による評価額(時給)の回帰分析結果

	係数	標準誤差	t 値	有意確率
定数項	923.032	79.986	11.540	0.000
夫の有償労働の時給 (円)	0.003	0.032	0.079	0.937
妻の有償労働の時給 (円)	0.182	0.038	4.842	0.000
夫の家事・育児労働時間 (週)	1.828	2.414	0.757	0.449
妻の家事・育児労働時間 (週)	3.600	1.713	2.102	0.036
子供数 (人)	66.262	34.931	1.897	0.058

注: F 値 9.036 (有意確率 0.000)

図表-5-2 夫の家事・育児労働の妻による評価額(時給)の回帰分析結果

	係数	標準誤差	t 値	有意確率
定数項	740.106	60.889	12.155	0.000
夫の有償労働の時給 (円)	0.017	0.024	0.690	0.491
妻の有償労働の時給 (円)	0.107	0.029	3.752	0.000
夫の家事・育児労働時間 (週)	7.660	1.838	4.169	0.000
妻の家事・育児労働時間 (週)	-3.479	1.304	-2.668	0.008
子供数 (人)	-5.415	26.591	-0.204	0.839

注: F 値 9.102 (有意確率 0.000)

図表-5-3 妻の家事・育児労働の夫による評価額(時給)の回帰分析結果

	係数	標準誤差	t 値	有意確率
定数項	1160.626	226.339	5.128	0.000
夫の有償労働の時給 (円)	0.053	0.074	0.717	0.474
妻の有償労働の時給 (円)	-0.042	0.083	-0.508	0.612
夫の家事・育児労働時間 (週)	2.513	4.566	0.550	0.583
妻の家事・育児労働時間 (週)	6.431	3.484	1.846	0.066
子供数 (人)	23.305	78.834	0.296	0.768

注: F 値 1.248 (有意確率 0.287)

図表-5-4 夫の家事・育児労働の夫による評価額(時給)の回帰分析結果

	係数	標準誤差	t 値	有意確率
定数項	1043.415	182.614	5.714	0.000
夫の有償労働の時給 (円)	-0.006	0.060	-0.104	0.917
妻の有償労働の時給 (円)	-0.031	0.067	-0.464	0.643
夫の家事・育児労働時間 (週)	17.759	3.684	4.821	0.000
妻の家事・育児労働時間 (週)	-6.837	2.811	-2.433	0.016
子供数 (人)	15.037	63.604	0.236	0.813

注: F 値 4.790 (有意確率 0.000)

間の係数が正で有意であり、その限界不効用逓増を考慮した評価をしていることがうかがえる。

一方、夫による貨幣評価を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する夫による評価については、妻の有償労働の時給の係数は有意でないことから、評価は機会費用法を反映せず、代替費用法と関連していると考えられる（図表-5-3）。夫の行う家事・育児労働に対する夫による自己評価についても、夫の有償労働の時給の係数は有意でないことから、評価は機会費用法を反映せず、代替費用法と関連していると考えられる（図表-5-4）。ただし、夫の家事・育児労働時間の係数が正で有意であり、その限界不効用逓増を反映した評価を求めている面はうかがえる。

6. まとめ

家事、育児等の無償労働は、その便益を家族が受け、世帯の生活が豊かになっていることから、市場で対価を得て行われる有償労働と同様に、経済的な価値を有していると考えられる。こうした観点から、内閣府経済社会総合研究所（旧経済企画庁経済研究所）国民経済計算部（1997, 1998, 2009, 2013）や浜田（2006, 2008）において、無償労働の貨幣評価額が推計されている。ただし、これらの先行研究では、無償労働の貨幣評価の方法として、機会費用法（無償労働を行うために失った有償労働の賃金で評価する方法）と代替費用法（無償労働と類似のサービスを提供する有償労働の賃金で評価する方法）を並列的に使い、貨幣評価額も複数推計しており、どの方法が現実に近いのかについての検証は行われていない。

これに対して、公益財団法人家計経済研究所「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」では、妻、夫それぞれの家事・育児労働に対する妻、夫による貨幣評価を、1時間当たりの評価額（時給）で尋ねている。そこで、本稿では、このような家事・育児労働に対する妻、夫の評価が機会費用法、代替費用法をどの程度反映しているかについて、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の個票に基づいて分析した。

分析結果について、まず、そもそも家事・育児労働に対する妻、夫の評価に実体的な意義があるのかという観点から、妻、夫の家計費分担との関連を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価は、妻の家計費負担・所得比率と有意な負の相関があり、評価額（時給）が高まると家計費負担が減るという実体的な効果がうかがえる。夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価も、夫の家計費負担・所得比率と負の相関がある。一方、夫による評価は、自分の家事・育児労働に対する自己評価、妻の行う家事・育児労働に対する評価とも、家計費負担と有意な相関はない。

家事・育児労働に対する評価額（時給）は、妻、夫による貨幣評価のどちらを見ても、妻の行う家事・育児労働より夫の行う家事・育児労働のほうが低い。また、妻の行う家事・育児労働については、妻による自己評価より夫による評価のほうが高いのに対し、夫の行う家事・育児労働については、夫による自己評価より妻による評価のほうが低い。

家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価と機会費用法、代替費用法との関連について、各人の有償労働の時給等に対する家事・育児労働の妻、夫による貨幣評価額（時給）の回帰分析結果を見ると、妻の行う家事・育児労働に対する妻による自己評価について、妻の有償労働の時給の係数は正で有意であり、評価は機会費用法を反映していると考えられる。また、このように個人別の有償労働の時給が反映されていることから、家事・育児労働を有償労働からの家計費負担と同様にみなし、家事・育児労働の評価額（時給）が高まると家計費負担が減るという、個人ごとの実体的な効果が生じている面もあると思われる。

一方、夫の行う家事・育児労働に対する妻による評価については、夫の有償労働の時給の係数は有意でないが、妻の有償労働の時給の係数は正で有意である。評価は機会費用法を反映しているが、夫自身の有償労働でなく妻の有償労働を機会費用としていると考えられる。夫が家事・育児労働を行う分、妻の有償労働の機会ができるという考え

が背景にあるのではないと思われる。

こうした妻による評価に対して、夫による貨幣評価では、妻の行う家事・育児労働に対する評価、夫の行う家事・育児労働に対する自己評価とも、有償労働の時給の係数は有意でないことから、評価は機会費用法を反映せず、代替費用法と関連していると考えられる。

(補論) 家事・育児労働を考慮した格差

本論で述べたような家事・育児労働に対する妻・夫の評価がなされていることを考えると、生活水準には、有償労働所得だけでなく家事・育児労働のような無償労働も関わっているといえよう。そこで、有償労働所得だけでなく家事・育児労働の貨幣評価額を加えた場合の格差について、ジニ係数を家事・育児労働の評価方法間で比較すると、図表-6のとおりである。

図表-6 所得格差(ジニ係数)

	妻	夫
有償労働所得	0.387	0.216
有償労働所得+家事・育児労働貨幣評価額		
妻または夫による貨幣評価	0.310	0.216
機会費用法による貨幣評価	0.329	0.217
代替費用法による貨幣評価	0.240	0.205

注：機会費用法は、妻の有償労働を機会費用としている

妻については、有償労働所得に家事・育児労働の貨幣評価額を加えると、格差が小さくなる。また、妻または夫による評価に基づくジニ係数は、機会費用法に近い。これは、評価者が妻である回答が8割程度を占め、妻による家事・育児労働の評価は、本論で述べたように機会費用法を反映していると考えられるためである。これらに対し、代替費用法に基づくジニ係数は、大幅に低い。これは、機会費用法や妻による家事・育児労働の評価では、有償労働の時給を反映しているため、有償労働所得の高い妻が家事・育児労働の貨幣評価額も高くなるような効果を持つことによる。

一方、夫については、妻とは異なり、有償労働所得に家事・育児労働の貨幣評価額を加えても、

格差には大差がない。妻または夫による評価や機会費用法に基づくジニ係数は、有償労働所得と変わらず、代替費用法に基づくジニ係数がやや小さくなる程度である。これは、夫の有償労働に対する家事・育児労働のウェイトが小さいことに加え、妻については有償労働所得が低いと家事・育児労働時間が多くなる傾向があるのに対し、夫についてはそのような傾向が弱いことによる。妻では、家事・育児労働の貨幣評価額が有償労働所得に匹敵するが、夫では1割強にすぎない。また、有償労働所得と家事・育児労働時間の相関係数は、妻では-0.223で有意である(有意確率1%水準)のに対し、夫では-0.014と小さく有意でない。

以上のように、妻については、有償労働所得に家事・育児労働の貨幣評価額を加えると、格差が小さくなるが、夫についてはそうならない。これは、夫の有償労働に対する家事・育児労働のウェイトが小さいことに加え、妻については有償労働所得が低いと家事・育児労働時間が多くなる傾向があるのに対し、夫についてはそのような傾向が弱いことによる。

注

- 1) 国民経済計算部(1997, 1998, 2009, 2013)のように、第三者基準(第三者に代わってもらえるもの)に従えば、家事・育児労働以外にも無償労働に該当するものがある。しかし、「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の生活時間の分類は、国民経済計算部(1997, 1998, 2009, 2013)が基礎データとしている総務省「社会生活基本調査」に比べてごく限られているため、第三者基準との全般的な対応づけはできない。
- 2) 前記の先行研究では、機会費用法による無償労働の貨幣評価に必要な時給(時間当たり賃金)が個人別に得られないため、性別、年齢階層別等の平均時給を用いている。
- 3) 月給の回答額が、年収の回答額(問75、問76)の半分を超えるサンプルは、月給と年収を混同した回答とみなし、除いた。
- 4) 各自の労働機会が賃金に関して連続的であれば、機会費用法は客観性をもつが、現実はそのようではない。無償労働をやめた時間帯に勤め先で仕事を増やしてもらえとは限らない。
- 5) 記述統計は以下のとおりである。

図表-5-1、5-2の記述統計

	平均	標準偏差
妻の家事・育児労働の妻による評価額(時給,円)	1,359.1	875.5
夫の家事・育児労働の妻による評価額(時給,円)	877.0	666.6
夫の有償労働の時給(円)	1,769.6	1,091.3
妻の有償労働の時給(円)	1,280.4	929.6
夫の家事・育児労働時間(週当たり)	10.0	13.4
妻の家事・育児労働時間(週当たり)	28.9	20.0
子供数(人)	1.1	0.9

図表-5-3、5-4の記述統計

	平均	標準偏差
妻の家事・育児労働の夫による評価額(時給,円)	1,453.0	785.6
夫の家事・育児労働の夫による評価額(時給,円)	1,031.1	655.9
夫の有償労働の時給(円)	1,782.5	709.1
妻の有償労働の時給(円)	1,156.6	640.5
夫の家事・育児労働時間(週当たり)	11.1	11.8
妻の家事・育児労働時間(週当たり)	27.6	15.5
子供数(人)	1.8	0.6

文献

経済企画庁経済研究所国民経済計算部, 1997, 『あなたの家事の値段はおいくらですか——無償労働の貨幣評価についての報告』.

———, 1998, 『1996年の無償労働の貨幣評価について』.

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部, 2009, 『無償労働の貨幣評価の調査研究』.

———, 2013, 『家事活動等の評価について』.

浜田浩児, 2006, 「無償労働と所得分配——収入階層別の無償労働の貨幣評価」『季刊家計経済研究』69: 59-69.

———, 2008, 「世帯収入階層別の無償労働の貨幣評価」総務省統計局『社会生活基本調査結果の分析・活用に関する研究会報告』, 30-36.

はまだ・こうじ 前 経済社会総合研究所 総括政策研究官。主な論文に「生涯所得の格差に対する公的年金の再分配効果」(『年金と経済』32 (2), 2013)。経済統計・社会保障論専攻。